

本庁の組織・職制の見直し

1 見直しの概要

1

政策調整機能等の充実強化

- 高度化・多様化する行政課題に対して一層機動的・戦略的な施策展開を図るため、**知事公室を総務部から独立した部相当の「知事政策局」とし、「秘書課」、「政策調整課」、「企画課」及び「広報広聴課」を配置する。**
 - ・ **「企画課」を知事政策局に配置し**、県政全般にかかる政策調整機能と企画立案機能を一層緊密に結びつけることにより、その相乗効果としてそれぞれの機能の充実を図る。
 - ・ **「広報広聴課」を知事政策局に配置し**、広報機能と政策調整機能の連携を図ることにより、従来に増して積極的、戦略的な広報を実施する。

※ 県政各般にわたる行政課題に対し政策調整機能の充実を図り、各部局主管課のシンクタンクの機能を強化するとともに、政策的判断の総合的な調整に重要な役割を担っている政策調整会議の有効活用・機能拡充に努める。

2

国際関係の総合的かつ効果的・効率的な展開

- グローバル化は今後の地域づくりの方向を決定する重要なファクターであり、その進展が著しいことから、**「国際課」を地域振興部に配置し**、国際関係施策の充実、総合調整機能の強化を図るとともに、広域的、長期的な地域づくりの観点から、より一層戦略的な展開を図る。
また、重要性の増している多文化共生社会づくりを積極的に推進するため、国際課の課内室として**「多文化共生推進室」を設置する。**
- 経済活動が活発なこの地域において、国際経済関係施策の一層効果的、効率的な展開を図るため、国内施策との連携を強化することとし、産業労働部の組織を再編して、**「産業立地通商課」と「観光コンベンション課」**の両課を中心として国際経済関係施策を推進する。

※ **企画振興部を地域振興部に変更。**

地域振興部は、国際化・情報化への取組、交通対策、水資源対策の実施などの地域振興策を推進する。

○ ポスト2005の県政運営において、行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の利便性を一層向上するために、次の4つの観点から組織体制の整備を図る。

①新たな行政課題等に対応するための課室の設置

県民生活部 ⇒ 「地域安全課」を設置。(県民の安全・安心を確保するため、安全なまちづくりの推進体制を強化。)

「文化学事課」を「文化芸術課」と「学事振興課」に再編。(文化芸術及び知事部局における教育の振興を積極的に推進。)

防災局 ⇒ 「防災課」、「消防課」、「産業保安課」を「防災危機管理課」、「災害対策課」、「消防保安課」に再編。(防災体制のさらなる強化を図るとともに、危機管理に対する庁内の総合調整を行う。)

環境部 ⇒ 「環境活動推進課」を設置。(環境教育等を通じて県民と連携しながら、よりよい環境づくりを推進。)

「地球温暖化対策室」を設置。(地球温暖化対策に重点的に取り組む。「大気環境課」の課内室。)

「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改組。(循環型社会形成に向けた取組を積極的に推進。)

「廃棄物監視指導室」を設置。(廃棄物の不適正処理に的確に対応。「資源循環推進課」の課内室。)

健康福祉部 ⇒ 「子育て支援課」を設置。(次世代育成支援対策行動計画を積極的かつ重点的に推進。)

「監査指導室」を設置。(介護報酬の不正受給などに迅速に対応し、より公平で厳正な監査を実施するため関係課の監査業務を集約。「健康福祉総務課」の課内室。)

産業労働部 ⇒ 「科学技術推進室」を設置。(次代の地域を担う新たな科学技術の創造に向けて戦略的・集中的に取り組む。「新産業課」の課内室。)

「産業人材育成室」を設置。「モノづくり愛知」の産業を支える人材の育成やフリーター・ニート問題などによる産業労働人材不足対策などに重点的に取り組む。「就業促進課」の課内室。)

農林水産部 ⇒ 「食育推進課」を設置。(食育の推進に総合的かつ計画的に取り組むとともに、消費拡大のための諸施策に積極的に取り組む。)

②大規模な課を解消するための課の再編

○ 一体的に処理すべき行政課題はひとつの課で処理することを基本として、課長が担当する業務を的確に把握し、職員を適切に監督できる規模の課とする。

- ・ **建設総務課** (120人) ⇒ 建設総務課、建設企画課、建設業不動産業課
- ・ **農林総務課** (98人) ⇒ 農林政策課、農林検査課
- ・ **総務課** (88人) ⇒ 総務課、法務文書課
- ・ **県民課** (65人) ⇒ 県民総務課、県民生活課(中央県民生活プラザ)
- ・ **環境政策課** (55人) ⇒ 環境政策課、環境活動推進課

※ 上記5課の他に、税務課(53人)及び統計課(94人)が50人を超える規模となっているが、業務的なまとまりが強く分離できないことから現行どおりとする。

③課内室の廃止

○ 本課が実施する諸施策と連携、融合し、一体的、継続的に取り組む必要がある事業を所管する課内室又は設置目的を達成した課内室を廃止する。

- ・ **首都機能移転対策室、こども環境サミット準備室、地盤環境室、繊維生活産業室、労政推進室を廃止。**

3

※前頁からの続き

行政課題に迅速・的確に対応するための組織整備

④その他の見直し

- より県民に分かりやすく、効果的・効率的な事務処理ができる組織とする。
 - ・ 「地域振興課」を「地域政策課」として改組。
 - ・ 「産業労働総務課」を「産業労働政策課」として改組。
 - ・ 「農林総務課」を「農林政策課」として改組。
 （部の横断的な計画等の総合調整等に積極的に取り組むなど部のシンクタンクの機能を強化。）
 - ・ 「地域福祉課」を設置。（生活保護、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員等、地域に密着した福祉に関する事務を県民に分かりやすい体制で推進。）
 - ・ 「新産業振興課」と「産業技術課」を「地域産業課」及び「新産業課」に再編。（より効果的・効率的な施策展開をすることができるよう、既存産業と次世代産業の振興策が混在している事務配分を見直し再編。）
 - ・ 「住宅企画課」を「住宅計画課」として改組。（住宅に関する計画づくりを重点的に担う。なお、部内横断的な企画調整は「建設企画課」が担う。）
 - ・ 「住宅整備課」と「住宅管理課」を「公営住宅課」に統合。（公営住宅の整備部門と管理部門を一元化し、公営住宅に係る諸施策を総合的かつ効率的に実施。なお、指定管理者制度や外国人入居者への適切な対応などのまとまりのある業務（住宅管理）に迅速かつ的確に対応するため課内室として「**県営住宅管理室**」を設置。）
- 統計情報の県民への提供を一層積極的に推進するため、「統計課」を県民生活部に配置する。
 - 愛知万博の終了に伴い、「国際博推進局」を廃止する。

4

職制の見直し

- 所掌範囲・職責が分かりにくいとの指摘がある部長相当職の「**理事**」は廃止する。
- 現在、理事が置かれている部にあっては、理事廃止後の部長への過度の業務集中を回避し、複雑化・多様化する行政需要に迅速かつ適切に対応できる体制を整えるため、部長の指揮監督下に「**担当局長**」を設置し、「**担当局長**」に一定のまとまりのある業務を分担掌理させることとする。

